

議案第 56 号

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立産後ケアセンターの位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

世田谷区立産後ケアセンター条例（平成２９年１０月世田谷区条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「東京都世田谷区桜新町二丁目２９番６号」を「東京都世田谷区喜多見三丁目４番３０号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。